

平成 2 3 年 第 3 回

仙北市農業委員会総会議事録

平成 2 3 年 2 月 9 日 (水) 開催

仙北市農業委員会

平成23年 第3回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年2月9日(水)午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (26人)

1番 佐藤 和	2番 新山 昌樹
3番 糸井 淳	4番 藤川 栄
5番 高橋 正美	6番 大山 久雄
7番 山手 善美	8番 田村 博美
9番 千葉 惣永	11番 澤田 信男
12番 青柳 良成	13番 布谷 次郎
14番 佐々木 英政	15番 門脇 博美
16番 倉橋 重基	17番 佐藤 孝典
18番 伊藤 長三	19番 真崎 純孝
20番 大石 徹治	21番 山本 實
22番 藤村 隆清	23番 高橋 政敏
24番 鈴木 八寿男	25番 小松 清紀
26番 藤村 紀章	27番 羽川 正幸

4. 欠席委員 (1人)

10番 田村 圭紀

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

平成 23 年度仙北市農業委員会選挙人名簿登載申請書について

2. 議 事

(1) 議案第 7 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第 8 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(3) 議案第 9 号

仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について

(4) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 藤 原 一 良

補 佐 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝

主 任 小 木 田 満 洋

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

5 番 高 橋 正 美

9 番 千 葉 惣 永

9. 会議の概要

議長 　ただ今から平成23年第3回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議長 　昨日、横手方面に行って来ましたが、新聞等の報道のとおりものすごい積雪でした。仙北市につきましては平年並みの積雪になっているようですが、今後どのように変化していくか分からない状態です。

議長 　始めに、議案の取り下げがありましたので事務局より説明をお願いします。

藤原局長 　予定されていた案件の中で一部取り下げの案件がございますので、ご報告いたします。議案第8号、整理番号7番の利用権設定の案件でございます。設定するのが〇〇さん。受けるのがJAでございます。JAの集積事業を利用した案件でございます。理由としては、所有者が2月6日に亡くなられたため、取り下げの案件となりました。続きまして、整理番号8番と9番です。利用権を設定するのが8番が〇〇さん、9番が〇〇さんです。受けるのがこちらもJAの集積事業を利用する案件でございますのでJAとなっております。理由といたしましては、この集積事業の補助対象にならなかったということで、取り下げとなりました。以上です。

議長 　それでは、本日の総会への出席委員は26名、欠席委員は1名でございます。よって、本総会は、定足数に達しております。

次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらから指名してよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 　それでは議事録署名員に5番高橋委員、9番千葉委員、兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従って進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

藤原局長 《会務諸報告の朗読及び説明》（9時11分）

議長 ありがとうございます。それでは日程5、報告に入りたいと思います。説明をお願いします。

竹下補佐 先月の25日の総会で農業委員選挙人名簿登載申請書の審査を行いました。その結果を集計しております。集計結果は資料に記載のとおりでございますのでご覧いただきたいと思っております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声

議長 無いようですので、議事に入りたいと思っております。議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成23年2月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第7号について説明します。整理番号1番、関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,718㎡他、田3筆の合計6,553㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん70才、譲受人が〇〇さん46才、双方〇〇地区在住の方です。申請事由と致しましては、〇〇さんが資金が必要なため、〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員といたしましては5人中3人が農作業従事となっております。備考といたしまして、売買単価が10a当たり30万円。総額1,

965,900円となっております。続きまして整理番号2番、関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が7.58㎡他、田1筆の合計63.58㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さん53才。〇〇地区在住の方でございます。申請事由といたしましては、鉄塔工事計画変更のため旧所有者へ売却。〇〇さんが旧所有地の購入となっております。昭和61年8月に鉄塔用地として東北電力が買収。その後玉川発電所規模縮小により送電線増強工事廃止となったが、将来の送電線工事に備えて確保していたが、別の場所に鉄塔工事計画が決まったので返還したいとのことでした。申請地は〇〇さんが〇〇さんから許可を得て今まで耕作していたとのことでした。受入世帯の稼働人員といたしましては5人中3人が農作業従事となっております。備考といたしまして、売買単価が10a当たり1,520,000円。総額94,293円。かなり高い単価になっていますが、買収時の単価でということで、双方納得しております。続きまして整理番号3番、関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,621㎡他、田52筆、畑6筆の合計59筆。面積が42,297.91㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん81才。譲受人が〇〇さん50才。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由といたしまして後継者へ一括贈与、受贈となっております。世帯の稼働人員といたしましては7人中4人が農作業従事となっております。続きまして整理番号4番、関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,991㎡の一筆。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん51才、譲受人が〇〇さん64才、双方〇〇地区在住の方です。申請事由といたしましては、〇〇さんが小作人へ贈与。〇〇さんが経営規模の拡大となっております。申請地は〇〇さんが耕作していた農地で、〇〇さ

んの自宅のすぐ近くのところです。長年に渡って耕作していただいた〇〇さんに農地を有効利用してほしいということで贈与したいということでした。受入世帯の稼働人員といたしましては5人中2人が農作業従事となっております。続きまして整理番号5番、関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,372㎡他、田11筆の合計7,792㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん63才、〇〇県在住の方でございます。借受人が〇〇さん53才、〇〇地区在住の方でございます。

申請事由といたしましては、〇〇さんが県外在住のため農地の管理が困難。〇〇さんが経営規模の拡大となっております。申請地は〇〇さんが以前から耕作していた農地ですが、正式に許可を得たいということで今回の申請となっております。受入世帯の稼働人員といたしましては5人中4人が農作業従事となっております。備考といたしまして、賃借料が10a当たり15千円、総額116,880円。期間が許可日より3年間となっております。続きまして整理番号6番、関係農地の所在、〇〇。登記簿現況共に田。面積が90㎡他、田2筆の合計2,119㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん75才、借受人が〇〇さん58才、双方〇〇地区在住の方でございます。申請事由といたしましては〇〇さんが高齢化による経営縮小。〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員といたしましては8人中4人が農作業従事となっております。備考といたしまして、賃借料が10a当たり12千円、総額25,428円。期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号7番、関係農地の所在、〇〇。登記簿現況共に田。面積が467㎡他、田8筆の合計8,558㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん79才。借受人が〇〇さん59才。双方〇〇地区在住の方でございます。

申請事由といたしましては〇〇さんが高齢化による経営縮小。〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員といたしましては4人中3人が農作業従事となっております。備考といたしまして賃借料が10a当たり12千円。総額102,696円。期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号8番、関係農地の所在が、〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,019㎡他、田10筆の合計9,721㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が整理番号7番と同じく〇〇さん。借受人が〇〇さん58才、〇〇地区在住の方でございます。申請事由は整理番号7番と同様となっております。受入世帯の稼働人員といたしましては3人中3人が農作業従事となっております。備考といたしまして、賃借料が10a当たり12千円。総額116,652円。期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号9番、関係農地の所在、〇〇。登記簿現況共に田。面積が598㎡他、田8筆、畑1筆の合計10筆。面積が16,629㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん63才。借受人が〇〇さん31才。双方〇〇地区在住の方でございます。申請事由といたしましては、〇〇さんが経営移譲年金受給のため、〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員といたしましては4人中3人が農作業従事となっております。備考といたしまして、小作料が10a当たり田が21千円、畑が3千円。総額335,547円期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号10番、関係農地の所在、〇〇。登記簿原野、現況畑。面積が11,550㎡のうち、1,620㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん60才、〇〇県在住の方でございます。借受人が〇〇さん75才、〇〇地区在住の方でございます。申請事由といたしましては、〇〇さんが県

外在住のため農地の管理が困難。〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員といたしましては4人中2人が農作業従事となっております。備考といたしまして期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号11番、関係農地の所在、〇〇。登記簿現況共に畑。面積が246㎡他、田16筆畑1筆の合計18筆。面積が30,610㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん62才、借受人が〇〇さん31才。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由といたしましては、〇〇さんが経営移譲年金受給のため、〇〇さんが経営主宰となっております。世帯の稼働人員といたしましては4人中3人が農作業従事となっております。備考といたしまして、期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号12番、関係農地の所在、〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,071㎡他、田14筆の14,473㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が秋田県農業公社。借受人が〇〇さん55才。〇〇地区在住の方でございます。申請事由といたしましては割賦売買契約により使用貸借を結ぶ。〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員といたしましては5人中3人が農作業従事となっております。備考といたしまして、期間が許可日より10年間となっております。整理番号13番、14番につきましては、更新の案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。議案第7号の各案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない旨ご報告いたします。以上です。

議 長

説明が終わりました。ここで、農地法第3条の調査書による現地報告をお願いしたいと思います。整理番号1番について、15番門脇委員お願いします。

15番門脇 議長 《整理番号1番について、別添農地法第3条調査書に基づき現地報告》
議長 続まして整理番号2番については、私から現地報告をします。

16番倉橋 議長 《整理番号2番について、別添農地法第3条調査書に基づき現地報告》
議長 続まして整理番号3番について、16番倉橋委員お願いします。

7番山手 議長 《整理番号3番について、別添農地法第3条調査書に基づき現地報告》
議長 続まして整理番号4番、9番、10番、11番について、7番山手委員お願いします。

11番澤田 議長 《整理番号4番、9番、10番、11番について、別添農地法第3条調査書に基づき現地報告》
議長 続まして整理番号5番について、11番澤田委員お願いします。

6番大山 議長 《整理番号5番について、別添農地法第3条調査書に基づき現地報告》
議長 続まして整理番号6番、7番、8番について、6番大山委員お願いします。

18番伊藤 議長 《整理番号6番、7番、8番について、別添農地法第3条調査書に基づき現地報告》
議長 続まして整理番号12番について、18番伊藤委員お願いします。

18番伊藤 議長 《整理番号12番について、別添農地法第3条調査書に基づき現地報告》
議長 現地報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

18番伊藤 議長 整理番号11番についてですが、登記簿地目が原野となっています。その一部が農地ということですが、許可を得なければならない案件ですか。
11, 550㎡のうち1, 620㎡だけの農地に許可を与えなければならない理由は何ですか。

議長 我々は現況主義で判断しなければなりません。

議長 暫時休憩します。

(9 時 4 6 分) 休憩

(9 時 4 8 分) 再開

議 長 それでは休憩前に戻り、会議を再開します。

議 長 整理番号 1 1 番につきましては保留とさせていただきます。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようなので、整理番号 1 1 番を除く案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって議案第 7 号の整理番号 1 1 番を除く案件につきましては許可を与えることに決定します。(9 時 4 9 分)

議 長 次に議案第 8 号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。1 1 番澤田委員、お願いします。

1 1 番澤田委員、退席。(9 時 5 0 分)

議 長 それでは説明をお願いします。

藤原局長 議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成 2 3 年 2 月 9 日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 整理番号 2 2 番の説明を始めます。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の 2, 1 4 8 m²。合計 1 2 筆の 1 0, 9 2 7 m²。利用権設定の案件でございます。設定するのが〇〇さん 5 7 才。受けるのが〇〇さん 6 8 才。利用目的は水田として。期間が 3 年間。賃借料単価が 1 0 a 当たり 1 8, 2

22円の年額199,111円。〇〇さんは認定農業者です。営農類型が稲作と肉用牛となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号22番についてはこのように策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって整理番号22番についてはこのように策定することに決定します。澤田委員の帰席をお願いします。

22番澤田委員帰席。(9時52分)

議長 それでは整理番号22番を除き、一括上程します。説明をお願いします。

藤原主任 所有権移転から説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,721㎡。田11筆、畑2筆の合計13筆。合計面積が23,530㎡。公社を通じた案件でございます。移転するのが秋田県農業公社。受けるのが〇〇地区の〇〇さん56才。利用目的は水田として。売買単価が10a当たり45万円の総額1,058,858円。移転の時期、支払方法、期限は記載のとおりです。〇〇さんは認定農業者です。営農類型が稲作と施設野菜。資金はスーパーL資金を利用するとのことでした。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,440㎡。合計8筆の10,551㎡。移転するのが〇〇地区の〇〇さん41才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん67才。利用目的は水田として。売買単価が10a当たり40万円の合計4,220,400円。移転の時期、支払方法、期限は記載のとおりです。〇〇さんは認定農業者です。営農類型が稲作と施設野菜となっております。続きましてJAの集積

事業を利用する案件です。整理番号3番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の670㎡。合計2筆の2,706㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん66才。受けるのがJA。利用目的は水田として。期間が6年間。単価が10a当たり1万円の年額27,060円。借受予定者は〇〇地区の〇〇さんとなっております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,059㎡。合計田3筆の4,059㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん82才。利用目的は水田として。期間が10年間。単価が10a当たり8千円の年額32,472円。借受予定者が〇〇さんとなっております。続きまして整理番号5番、農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の812㎡。合計2筆の1,767㎡。設定するのが〇〇さん74才。利用目的は水田として。期間が10年間。単価が10a当たり16千円の年額28,272円。借受予定者が〇〇さんとなっております。続きまして整理番号6番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の9,377㎡。設定するのが〇〇さん62才。利用目的は水田として。期間が8年間。単価が10a当たり18千円の年額168,786円。借受予定者が〇〇さんとなっております。整理番号7番、8番、9番は取り下げですので10番に移ります。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の717㎡。合計8筆の17,275㎡。設定するのが〇〇さん62才。利用目的は水田として。期間が10年間。単価が10a当たり15千円の年額259,125円。借受予定者が〇〇さんとなっております。続きまして整理番号11番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の606㎡。設定するのが〇〇さん68才。利用目的は水田として。期間が10年間。単価が10a当たり16千円の年額9,696円。借受予定者が〇〇さんとなっております。続きまして整理番号12番。農地の所在が〇〇。登記簿現

況共に田の743㎡。合計2筆の1,528㎡。設定するのが〇〇さん53才。利用目的は水田として。期間が10年間。単価が10a当たり16千円の年額24,448円。借受予定者が〇〇さんとなっております。続きまして整理番号13番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の2,823㎡。合計2筆の4,571㎡。設定するのが〇〇さん69才。利用目的は水田として。期間が10年間。単価が18千円の年額82,278円。借受予定者が〇〇さんとなっております。続きまして整理番号14番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の170㎡。合計9筆の14,047㎡。設定するのが〇〇さん65才。利用目的は水田として。期間が10年間。単価が10a当たり9,500円の年額133,447円。借受予定者が〇〇さんとなっております。続きまして整理番号15番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,254㎡。合計2筆の3,250㎡。設定するのが〇〇さん74才。利用目的は水田として。期間が10年間。単価が18千円。借受予定者が〇〇さんとなっております。続きまして整理番号16番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の2,228㎡。合計8筆の3,437㎡。設定するのが〇〇さん。利用目的は水田として。期間が10年間。単価が10a当たり18千円の年額61,866円。借受予定者が〇〇さんとなっております。続きまして整理番号17番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の4,646㎡。合計2筆の9,337㎡。設定するのが〇〇さん64才。利用目的は水田として。期間が7年間。単価が10a当たり16千円の年額149,392円。借受予定者が〇〇さんとなっております。続きまして整理番号18番、19番は転貸の案件でございます。JAの集積事業を利用し予定通り貸し付ける案件でございます。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,518㎡。合計7筆の2,

240 m²。受けるのが〇〇さん59才。利用目的は水田として。期間が10年間。単価が16千円の年額35,840円。〇〇さんは認定農業者です。営農類型が稲作と露地野菜となっております。続きまして整理番号19番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の683 m²。合計4筆の4,098 m²。受けるのが〇〇さん56才。利用目的が水田として。期間が10年間。単価が15千円の合計61,470円。〇〇さんは認定農業者です。営農類型が稲作と露地野菜となっております。続きまして整理番号20番からはJAを通さない利用権設定の案件でございます。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の339 m²。設定するのが〇〇さん77才。設定を受けるのが整理番号19番と同じく〇〇さん。利用目的は水田として。期間が10年間。単価が10a当たり1万円の合計3,390円となっております。続きまして整理番号21番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,469 m²。合計7筆の3,383 m²。設定するのが〇〇さん85才。受けるのが〇〇さん49才。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料は無料。〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と露地野菜となっております。続きまして整理番号23番に移ります。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,565 m²。合計7筆の5,690 m²。設定するのが〇〇さん88才。受けるのが〇〇さん61才。利用目的は水田として。期間が3年間。単価が10a当たり16千円の年額91,040円。〇〇さんは認定農業者です。営農類型が稲作と露地野菜となっております。続きまして整理番号24番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,103 m²。合計10筆の11,340 m²。設定するのが〇〇さん67才。受けるのが〇〇さん60才。利用目的は水田として。期間が2年5ヶ月。単価が10a当たり2万円の年額226,800円。〇〇さんは認

定農業者です。営農類型が稲作と肉用牛となっております。整理番号25番からは、再設定の案件ですので説明は割愛させていただきます。議案第8号の各案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号7番、8番、9番、22番、を除く計画に対してはこの通り策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第8号の整理番号7番、8番、9番、22番、を除く計画に対してはこの通り策定することに決定します。

(10時07分)

議長 次に、議案第9号、仙北農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。20番大石委員お願いします。

20番大石委員退席(10時08分)

議長 この案件につきましては、仙北市農山村活性課の榎尾主任が説明します。

藤原局長 議案第9号、仙北農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、別紙のとおり仙北農業振興地域整備計画の変更について、仙北市長より意見を求められたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成23年2月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

榎尾主任 農業振興地域に置ける農業振興地域からの編入及び除外について説明します。今回除外が6件。編入が1件となっております。先に除外の方を説

明します。図面番号1番。所有者が〇〇さん。事業主が〇〇さんでございます。申請地の所在が〇〇。地目が田の820㎡と99-10。地目が田の1,686㎡の内837㎡となっております。案内図、配置図、平面図、立面図は3、4、5、6ページに記載のとおりです。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声

議長 無いようですので、この件につきましては認めることに決定します。大石委員の復帰をお願いします。

20番大石帰席（10時11分）

議長 それでは図面番号1番を除く案件について説明をお願いします。

檜尾主任 図面番号1番を除く除外の案件の説明を始めます。図面番号2番。所有者が〇〇さん。事業主が〇〇さん。申請地の所在が〇〇。地目が畑の924㎡です。理由としては、新しい施設をこちらに建築したいということです。続きまして図面番号3番。所有者が〇〇さん。申請地の所在が〇〇。地目が畑の282㎡です。事業主が〇〇さんです。理由としては駐車場及び堆雪場として利用するためとなっております。続きまして図面番号4番。所有者が〇〇さん。事業主が〇〇さんです。申請地の所在が〇〇。地目が田の54㎡です。理由としては、物置小屋を建設するためとなっております。続きまして図面番号5番。所有者が〇〇さん。事業主が〇〇さんです。申請地の所在が〇〇。地目が田の868㎡です。理由としては、資材置場及び駐車場として造成となっております。続きまして図面番号6番。所有者が〇〇さん。事業主が〇〇さんです。申請地の所在が〇〇。地目が田の804㎡です。理由としては、堆肥舎及び施設資材置場として造成となっております。次に編入の説明をします。図面番号1番。所有者が〇〇さん。

推定相続人に当たります。事業主が〇〇さんです。申請地の所在が〇〇の4筆。地目が田の合計7, 238㎡です。編入理由といたしましては、蕎麦の作付をするためとなっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

5番高橋 除外の図面番号6番についてですが、〇〇地区に住んでいる方からの意見です。臭いがひどかったり雨水に混ざって排水に流れたりすれば困るので絶対にそのようなことが無いようにしていただきたいとのことでした。そのような意見を付すことはできませんか。それから、図面を見ると点線で記されている箇所がありますが、これはタンクを埋設する計画でしょうか。

榎尾主任 臭いについては説明は受けていません。土地改良区からの同意を受ける際に、臭いが出たり排水に関して問題があった場合は事業主が解決策を出すということで、同意文書を出すことになっているそうです。

5番高橋 臭いについては懸念されていますし、地元には養鶏農家もあります。養鶏農家の臭いについては先住権の関係でクレームを出せません。これに加えて新規にこのような事業で臭いや排水の問題が起これば大変だなと思い、発言させていただきました。以上です。

議長 他にありませんか。

12番青柳 事業主の〇〇さんですが、堆肥は岩手県から入ってくるとのことです。菌で醗酵させたさせたものであると思います。臭いについては問題無いとは思いますが、その辺ははっきりさせたほうが良いと思います。

議長 臭いや排水に関しては、問題ないようにしてくださいという意見を付すということよろしいですか。

5番高橋 よろしくお願ひします。

議 長 許可することが基本ですが、このような問題については意見を付すべき
だと思えます。他にありませんか。

18番伊藤 私のところにもこのような申請が度々あります。そのようなときは土地
改良区の同意書をしっかりと作成し、違反した場合はどうなる等の記載を
しっかりとしています。5番委員さんが言ったところでも土地改良区には
そこを徹底させたほうが良いと思えます。

5番高橋 ○○地区土地改良組合は私のところとは別の組合ですが、その旨は伝え
てあります。○○さんの主催者が土地改良組合の組合長であります。よっ
て組合長自らそのような文書は出さないだろうということで、地元の組合
員が心配しておりましたが、それは出させるべきだということは組合員に
も伝えてあります。

檜尾主任 お話があったように、事業主と土地改良組合長は同一人物ですが、組合
の事務局の方にお話しまして、役員会を開いていただきました。そこで組
合長から役員の方々に、臭いや排水に関する問題が起こった場合は早急
に対処するということの説明がありました。そのような内容の文書を残して
おります。事務局にも文書の写しを提出していただけたということでした。

議 長 他にありませんか。

11番澤田 編入についてですが、用途区分が田になっていますが、耕作放棄地にな
って除外されていたものを再編入するものだと思いますが、どのような段
階でいつ除外されたのか教えていただけますか。

檜尾主任 この4筆につきましては、旧○○地区の計画の段階で除外されている農
地です。昭和48年現在で農振除外されておりました。理由につきましては、
資料不足で調べることはできませんでした。

竹下補佐 追加で説明します。耕作放棄地事業ですが、補助事業の要件として農業

振興地域の農用地区内ということがあります。今回の事業主につきましては今年も国の補助事業を活用して実施したいということでしたが、農振除外されているということで今回見送りまして、編入してから蕎麦を作付けする予定だということで、今回の編入の申請となっております。

議長 かなり以前から荒れていたために除外されていた農地を再編入したいという理由のようです。中身についてはかなり前のことなので分からないと思います。他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、仙北農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定については、適正であると認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、仙北農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定については適正であると認めることにします。

(1 0 時 3 3 分)

議長 予定されていた議案は終了しました。次に各推薦委員から報告があればお願いします。

20番大石 農協から各地区の収量について、ほぼ最終的な数値を報告します。角館地区が62,090.6俵。計画の90.5%。一等米比率が46.7%です。西木地区が37,838.9俵。計画の78.2%。一等米比率が81.0%です。田沢湖地区が82,104.3俵。計画の81.0%。一等米比率が88.4%です。農協全体の一等米比率が76.1%でした。次に大豆についてですが、大豆は壊滅的なダメージを受けたということでした。西木地区が今現在、出されたのが110袋。1等無し。2等が1袋。3等が67袋。合格が1袋。残りは検査をパスできませんでした。角館が

2, 144袋。1等2等無しで3等が159袋。残りの数字については把握していません。田沢湖が全体で603袋。1等無し。2等83袋。3等339袋。合格181袋となっております。以上です。

議長 ありがとうございます。次に協議に入ります。説明をお願いします。

藤原局長 農地法第52条。農地の賃借料情報について、1月25日に会長、会長代理、農地農政両正副委員長と事務局で会議を開きました。内容について事務局から説明いたします。

小木田主任 お手元に配布されてある資料に基づいて説明いたします。第1回総会的时候は旧町村から更に細分化して計9ヶ所の平均を出しました。先ほど局長からお話があったとおり、1月25日の会議で旧町村単位の3箇所平均を出した方がいいのではないかという案が出ましたので、旧町村単位の3箇所平均を出しました。数値につきましては表に記載のとおりです。最高額、最低額のデータ数ですが、田沢湖地区の最高額のデータ数が38、最低のデータ数が18となっております。角館地区の最高が3、最低のデータ数が15となっております。西木地区が最高のデータ数28、最低のデータ数67となっております。最高額と最低額のデータ数だけ見ますと、角館地区の平均値は低くなるのではないかと思います。2万円台の契約数が角館地区が一番多く、1万円未満のデータ数が一番少なくなっております。この結果、角館地区の平均値が高くなったと思われます。このことについてご協議をお願いします。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

12番青柳 土地の価格についてもデータを出していただきたいと思ひます。

議長 他にありませんか。

6番大山 旧町村単位でデータを出したということですが、田沢湖と西木は細分化

されていたデータでは結構ばらつきがあったと思います。角館はほぼ同額になっていましたが、なぜ今回のように一本化したのですか。

議 長 この件につきましては、代理からお願いします。

22番藤村 細分化しますと、地域によってばらつきがありました。このように一本化することによって、最低額と最高額も見やすくなるので参考にしやすいと思いました。

議 長 もっと細分化したほうがいいという意見が多数あればそのようにします。どうでしょうか。

18番伊藤 データとして出た数値なのでこれでいいと思います。

議 長 みなさんもよろしいですか。

『異議無し』の声

議 長 それでは、この件につきましてはこのように決定いたします。

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成23年第3回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時57分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成23年 3月 8日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 5 番 高 橋 正 美

署 名 員 9 番 千 葉 惣 永
